２　統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）別表第一の五の項第三欄第二号の世帯員の収入及び支出その他都道府県知事が調査すべき世帯の所得及び消費に関する事項として総務省令で定めるものの調査は、前項に規定する家計調査世帯特別調査及び個人収支状況調査（第十三条第三項に規定する調査に係るものを除く。）とする。

（調査の対象）

第六条　全国家計構造調査は、次の各号に掲げる調査の種類に応じて、当該各号に定めるものについて行う。

一　基本調査　総務大臣の指定する地域において総務大臣の定める方法により市町村長が選定した世帯（以下「基本調査世帯」という。）

二　簡易調査　総務大臣の指定する地域において総務大臣の定める方法により市町村長が選定した世帯（以下「簡易調査世帯」という。）

三　家計調査世帯特別調査　総務大臣の指定する地域において総務大臣の定める方法により都道府県知事が選定した世帯（以下「特別調査世帯」という。）

四　個人収支状況調査　総務大臣の指定する地域において総務大臣の定める方法により都道府県知事が選定した世帯（以下「個人収支状況調査世帯」という。）の世帯員

（調査事項等）

第七条　全国家計構造調査は、総務大臣の定める様式による調査票により、次に掲げる事項のうち、基本調査の場合には基本調査世帯に係る第一号から第八号までに掲げる事項を、簡易調査の場合には簡易調査世帯に係る第二号から第八号までに掲げる事項を、家計調査世帯特別調査の場合には特別調査世帯に係る第一号から第七号までに掲げる事項を、個人収支状況調査の場合には個人収支状況調査世帯の世帯員に係る第一号、第二号及び第五号に掲げる事項をそれぞれ調査する。

一　収入及び支出に関する事項

［削る］

二～七　［略］

八　毎月の家賃支払額、毎月の住宅ローンの返済額

［2　略］

（統計調査員）

第九条　全国家計構造調査の事務に従事させるため、法第十四条に規定する統計調査員として都道府県に設置されるものは、次項に規定する事務を適正に執行する能力（第三項に規定する指導員にあっては、次項及び第三項に規定する事務を適正に執行する能力）を有する者（次の各号のいずれかに該当する者を除く。）とする。

［一・二　略］

2　統計調査員は、基本調査及び簡易調査にあっては市町村長の調査実施上の指導、家計調査世帯特別調査及び個人収支状況調査にあっては都道府県知事の指揮監督を受けて、担当調査区（基本調査及び簡易調査にあっては市町村長から指定された調査区を、家計調査世帯特別調査及び個人収支状況調査にあっては都道府県知事から指定された調査区をいう。以下同じ。）内にある基本調査世帯、簡易調査世帯、特別調査世帯又は個人収支状況調査世帯に係る調査票の配布及び取集、関係書類の作成並びにこれらに附帯する事務を行う。

3　前項の規定にかかわらず、都道府県知事の指定する統計調査員（以下「指導員」という。）は、基本調査及び簡易調査にあっては市町村長の調査実施上の指導、家計調査世帯特別調査及び個人収支状況調査にあっては都道府県知事の指揮監督を受けて、統計調査員（指導員を除く。以下「調査員」という。）に対する指導、調査票その他関係書類の検査及びこれらに附帯する事務を行うものとする。

［新設］

（調査の対象）

第六条　全国家計構造調査は、甲調査にあっては総務大臣の指定する地域において総務大臣の定める方法により市町村長が選定した世帯（以下「甲調査世帯」という。）、乙調査にあっては総務大臣の指定する地域において総務大臣の定める方法により都道府県知事が選定した世帯（以下「乙調査世帯」という。）の世帯員について行う。

（調査事項等）

第七条　全国家計構造調査は、総務大臣の定める様式による調査票により、次に掲げる事項のうち、甲調査の場合には甲調査世帯に係る第一号から第八号までに掲げる事項を、乙調査の場合には乙調査世帯の世帯員に係る第一号、第三号及び第六号に掲げる事項を調査する。

一　収入及び支出に関する事項。ただし、甲調査においては、勤労者世帯及び無職世帯のいずれにも該当しない世帯については、支出に関する事項とする。

二　主要耐久消費財に関する事項

三～八　［同上］

［新設］

［2　同上］

（統計調査員）

第九条　全国家計構造調査の事務に従事させるため、法第十四条に規定する統計調査員として都道府県に設置されるものは、次項に規定する事務を適正に執行する能力（第三項に規定する指導員にあっては、次項及び第三項に規定する事務を適正に執行する能力）を有する者（次の各号のいずれかに該当する者を除く。）とする。

［一・二　同上］

2　統計調査員は、甲調査にあっては市町村長の調査実施上の指導、乙調査にあっては都道府県知事の指揮監督を受けて、担当調査区（甲調査にあっては市町村長から指定された調査区を、乙調査にあっては都道府県知事から指定された調査区をいう。以下同じ。）内にある甲調査世帯又は乙調査世帯に係る調査票の配布及び取集、関係書類の作成並びにこれらに附帯する事務を行う。

3　前項の規定にかかわらず、都道府県知事の指定する統計調査員（以下「指導員」という。）は、甲調査にあっては市町村長の調査実施上の指導、乙調査にあっては都道府県知事の指揮監督を受けて、統計調査員（指導員を除く。以下「調査員」という。）に対する指導、調査票その他関係書類の検査及びこれらに附帯する事務を行うものとする。